

事業報告書				
医療法人整理番号		00084		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	社会医療法人輝城会		
		分類①	社団（出資持分なし）	
		分類②	社会医療法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	群馬県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	沼田市	
		町名・番地	栄町 8 番地	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和61年4月1日	
	(4) 設立登記年月日		昭和61年4月1日	
	(5) 理事長の氏名	姓	西松	
		名	輝高	
		役員及び評議員の人数	15	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
群馬県	沼田市	栄町 8 番地	

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	西松	輝高	
理事	西松	陽子	
理事	西松	裕子	
理事	森下	篤	
理事	森平	和明	
理事	久保田	一雄	
理事	小林	進	
理事	今成	亮	
理事	井口	千春	
理事	神保	進	
理事	須藤	英仁	
理事	藤塚	勲	
監事	後藤	充隆	
監事	新木	恵一	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1 : 2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務											
(開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	沼田脳神経外科循環器科病院		1010310066	群馬県沼田市	84	0	0	0	0	0	0
診療所	沼田クリニック		1010310272	群馬県沼田市							
診療所	吾妻脳神経外科循環器科		1012110282	群馬県吾妻郡東吾妻町							
診療所	城西クリニック		1010112702	群馬県前橋市							

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
ぬまとね総合在宅ケアセンター		群馬県沼田市	
訪問看護ステーションまつかぜ		群馬県利根郡昭和村	
ホームケアまつかぜ		群馬県利根郡昭和村	
グループホーム沼田公園前		群馬県沼田市	
輝城会重度介護支援センター		群馬県沼田市	
あがつま在宅ケアセンター		群馬県吾妻郡東吾妻町	
かがやき在宅ケアセンター		群馬県吾妻郡東吾妻町	
みんなの家なかんじょ		群馬県吾妻郡中之条町	
なかんじょ在宅ケアセンター		群馬県吾妻郡中之条町	
かがやき訪問看護ステーション		群馬県吾妻郡中之条町	
かがやき訪問看護ステーション前橋		群馬県前橋市	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月23日	令和 6 年度事業報告の承認
令和7年6月23日	令和 6 年度決算報告の承認
令和8年3月30日	令和 8 年度の事業計画の決定
令和8年3月30日	令和 8 年度の収支予算の決定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債					
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 社会医療法人輝城会
所在地 群馬県沼田市栄町 8 番地

※医療法人整理番号 00084

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,864,779	I 流動負債	1,030,195
現金及び預金	3,689,866	支払手形	0
事業未収金	864,476	買掛金	335,172
有価証券	0	短期借入金	65,000
たな卸資産	148,966	未払金	531,181
前渡金	15,000	未払費用	11,184
前払費用	11,499	未払法人税等	29,422
その他の流動資産	134,972	未払消費税等	5,979
		前受金	167
		預り金	983
		前受収益	23,961
		その他引当金	0
		その他の流動負債	27,146
II 固定資産	2,290,409	II 固定負債	188,773
1 有形固定資産	2,192,835	医療機関債	0
建物	1,059,797	長期借入金	188,668
構築物	24,990	繰延税金負債	0
医療用器械備品	291,819	その他引当金	0
その他の器械備品	87,243	その他の固定負債	105
車両及び船舶	1		
土地	685,007		
建設仮勘定	41,517		
その他の有形固定資産	2,461		
		負債合計	1,218,968
		純資産の部	
2 無形固定資産	49,045	科目	金額
借地権	36,293	I 基金	0
ソフトウェア	9,572	II 積立金	5,936,220
その他の無形固定資産	3,180	設立等積立金	25,000
3 その他の資産	48,529	繰越利益積立金	5,911,220
有価証券	0	その他積立金	0
長期貸付金	0		
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	0		
役員等長期貸付金	21,450	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	19,338	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	7,741		
		純資産合計	5,936,220
資産合計	7,155,188	負債・純資産合計	7,155,188

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人輝城会
所在地 群馬県沼田市栄町8番地

医療法人整理番号	00084
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			5,106,960
2 事業費用			
(1) 事業費	5,200,674		
(2) 本部費	0		5,200,674
本来業務事業損失			93,714
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			1,335,432
2 事業費用			1,220,867
附帯業務事業利益			114,565
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			6,240
2 事業費用			10,669
収益業務事業損失			4,429
事業利益			16,422
II 事業外収益			
受取利息	143		
その他の事業外収益	37,955		38,098
III 事業外費用			
支払利息	4,786		
その他の事業外費用	1,003		5,789
経常利益			48,731
IV 特別利益			
固定資産売却益	50		
その他の特別利益	0		50
V 特別損失			
固定資産売却損	797		
その他の特別損失	7,951		8,748
税引前当期純利益			40,033
法人税・住民税及び事業税	29,421		
法人税等調整額	0		29,421
当期純利益			10,612

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 社会医療法人輝城会
所在地 群馬県沼田市栄町8番地

※医療法人整理番号

財産目録
(令和 8年 3月 31日 現在)

1. 資 産 額 7,155,186 千円
2. 負 債 額 1,218,966 千円
3. 純 資 産 額 5,936,220 千円

(内 訳)	(単位：千円)
科 目	金 額
A 流 動 資 産	4,864,778
B 固 定 資 産	2,290,408
C 資 産 合 計 (A+B)	7,155,186
D 負 債 合 計	1,218,966
E 純 資 産 (C-D)	5,936,220

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 社会医療法人輝城会

※医療法人整理番号

所在地 群馬県沼田市栄町8

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人輝城会

理事長 西松 輝高 殿

私（注 1）は、社会医療法人輝城会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 18 日

社会医療法人輝城会

監事

監事

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法又は旧定額法を採用しております。

(3) リース資産

法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権については回収可能性を検討し、計上しております。

4. 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,007,942,867 円

2. 有形固定資産期末帳簿価額から直接減額されている圧縮相当額

建物	32,061,758 円
建物附属設備	65,703,592 円

構築物	818,042 円
医療用器械備品	25,022,222 円
その他の器械備品	13,528,040 円

純資産変動計算書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

科 目		(単位：千円)
		金 額
【積立金】		
設立等積立金	前期末残高及び当期末残高	25,000
繰越利益積立金	前期末残高	5,900,608
	当期変動額 当期純損失	10,612
積立金合計	当期末残高	5,911,220
	前期末残高	5,925,608
	当期変動額	10,612
	当期末残高	5,936,220
純資産合計	前期末残高	5,925,608
	当期変動額	10,612
	当期末残高	5,936,220

有形固定資産等明細表

(単位：千円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産	建物	1,825,855	0	0	1,825,855	1,014,136	44371	811,719
	建物付属設備	1,454,131	21,364	0	1,475,495	1,227,419	47004	248,076
	構築物	105,795	0	812	104,983	79,994	3143	24,989
	医療用器械備品	1,788,956	44,493	212,449	1,621,000	1,329,182	153574	291,818
	その他の器械備品	402,542	50,545	19,459	433,628	346,386	27107	87,242
	車両運搬具	9,589	0	0	9,589	9,589	0	0
	一括償却資産	0	3,701	0	3,701	1,234	1233	2,467
	計	5,586,868	120,103	232,720	5,474,251	4,007,940	276,432	1,466,311
無形固定資産	ソフトウェア	27,330	1,588	0	28,918	19,347	2809	9,571
	水道施設負担金	1,027	0	0	1,027	557	135	470
	計	28,357	1,588	0	29,945	19,904	2,944	10,041
	医師会入会金	1,000	0	0	1,000	984	200	16
その他資産								
	計	1,000	0	0	1,000	984	200	16

法人名社会医療法人輝城会

所在地群馬県沼田市栄町8番地

※医療法人整理番号

引当金明細表

(単位：千円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	9,078	538			9,616

法人名社会医療法人輝城会

所在地群馬県沼田市栄町8番地

※医療法人整理番号

借入金等明細表

(単位：千円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率（％）	返済期限
短期借入金	65,000	65,000	1.056	－
1年以内に返済予定の長期借入金	51,824	27,149	1.695	－
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	215,817	188,668	1.695	
その他の有利子負債				
合計	332,641	280,817	－	－

法人名 社会医療法人輝城会
所在地 群馬県沼田市栄町8番地

※医療法人整理番号

有価証券明細表

(単位：千円)

【債権】		
銘柄	券面総額	貸借対照表価額
計		

【その他】		
種類及び銘柄	口数等	貸借対照表価額
計		

法人名
所在地

社会医療法人輝城会
群馬県沼田市栄町8番地

※医療法人整理番号

事業費用明細表

区分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	1,387,164	0	1,387,164	42,328	0	1,429,493
給与費	2,715,600	0	2,715,600	939,473	92	3,655,166
委託費	130,084	0	130,084	28,924	0	159,008
経費	963,429	0	963,429	208,431	10,576	1,182,437
売上原価	0	0	0	0	0	0
その他の事業費用	4,394	0	4,394	1,709	0	6,103
計	5,200,673	0	5,200,673	1,220,866	10,668	6,432,209

独立監査人の監査報告書

令和8年6月22日

社会医療法人輝城会
理事会 御中

松岡光弘公認会計士事務所

公認会計士

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人輝城会令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第39会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切

でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。